

「若者の結婚支援事業」の実施に際しての決議

若者の結婚支援事業の予算執行に当たっては、下記の事項を付するものとする。

記

- 1 県は、この事業を実施するに当たっては、その必要性をより一層明確にすること。
- 2 この事業が、他者に悪用されることのないよう、十分配慮すること。
- 3 県内で既に結婚支援等の活動を行っている商工団体や農業団体等の取り組み内容を把握し、住民により身近な地域で活動している団体を、直接支援できるような仕組み等を十分検討し、事業を実施すること。

以上、決議する。

平成 23 年 3 月 15 日

熊 本 県 議 会